

2023・2024年度（令和5・6年度）建設工事入札参加資格者選定基準

この基準は、西之表市建設工事請負業者選定事務処理要領（平成29年西之表市告示第5号の2。以下「要領」という。）に規定する事項をまとめたものである。

●総合評価点の内容

総合評価点＝経営事項評価点（客観点数）＋技術事項等評価点（主観点数）

1 経営事項評価点（客観点数） 要領第3条関係

建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営規模評価点）の前2年間（R2年分・R3年分）の平均点とする。

（注）前2年間の平均点数の算出に当たっては、令和5年1月1日を基準日とし、基準日時点において、最も新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から直前2年間分の点数を使用するものとする。

2 技術事項等評価点（主観点数） 要領第4条関係

次の（1）から（7）の合計点とする。

（1）出来高点数 要領第4条第1号関係

西之表市で発注した令和5年1月1日の属する年度の直前2年の各事業年度（令和2年度・令和3年度）の建設工事の工種ごとの完成した工事高の年平均額に対応する点数とする。点数表は別表第1参照

（2）工事成績点数 要領第4条第2号関係

西之表市で発注した令和5年1月1日の属する年度の直前2年の各事業年度（令和2年度・令和3年度）の建設工事の工種ごとの工事成績評定表の総評点を発注件数で除した平均点に対応する点数とする。点数表は別表第2参照

（3）有資格者加点（令和5年1月1日時点） 要領第4条第3号関係

建設工事の工種区分ごとの1級有資格者1人につき4点、2級有資格者1人につき2点を加点する。ただし、営業所の場合は、営業所に在籍する技術員に限ることとする。

（4）ISO認証取得加点（令和5年1月1日時点） 要領第4条第4号関係

品質マネジメントシステム認証を取得した企業に10点、環境マネジメントシステム認証を取得した企業に10点を加点する。

（5）退職金共済加入加点（令和5年1月1日時点） 要領第4条第5号関係

建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済に加入している者1人につき1点を加点する。

（6）奉仕活動加点 要領第4条第6号関係

令和5年1月1日の属する年度の直前2年の各事業年度（令和2年度・令和3年度）に奉仕活動を行った者に対し、1件につき2点を加点する。ただし、20点を上限とする。

（7）消防団員加点（令和5年1月1日時点） 要領第4条第7号関係

従業員が消防団員である場合は、1人につき2点を加点する。

※要領については、西之表市のホームページでご覧いただけます。

別表第1（2（2）関係）

○出来高点数

年間平均完成工事高	点数
5,000万円以上	100
4,000万円以上5,000万円未満	96
3,500万円以上4,000万円未満	92
3,000万円以上3,500万円未満	88
2,500万円以上3,000万円未満	84
2,000万円以上2,500万円未満	76
1,800万円以上2,000万円未満	68
1,600万円以上1,800万円未満	60
1,400万円以上1,600万円未満	52
1,200万円以上1,400万円未満	44
1,000万円以上1,200万円未満	36
800万円以上1,000万円未満	31
600万円以上800万円未満	27
400万円以上600万円未満	22
200万円以上400万円未満	18
1円以上200万円未満	14
0円	0

別表第2（2（3）関係）

○工事成績点数

工事成績総合評点	点数
90点以上	100
85点以上90点未満	92
80点以上85点未満	84
75点以上80点未満	68
70点以上75点未満	52
65点以上70点未満	36
60点以上65点未満	27
1点以上60点未満	18
0点	0